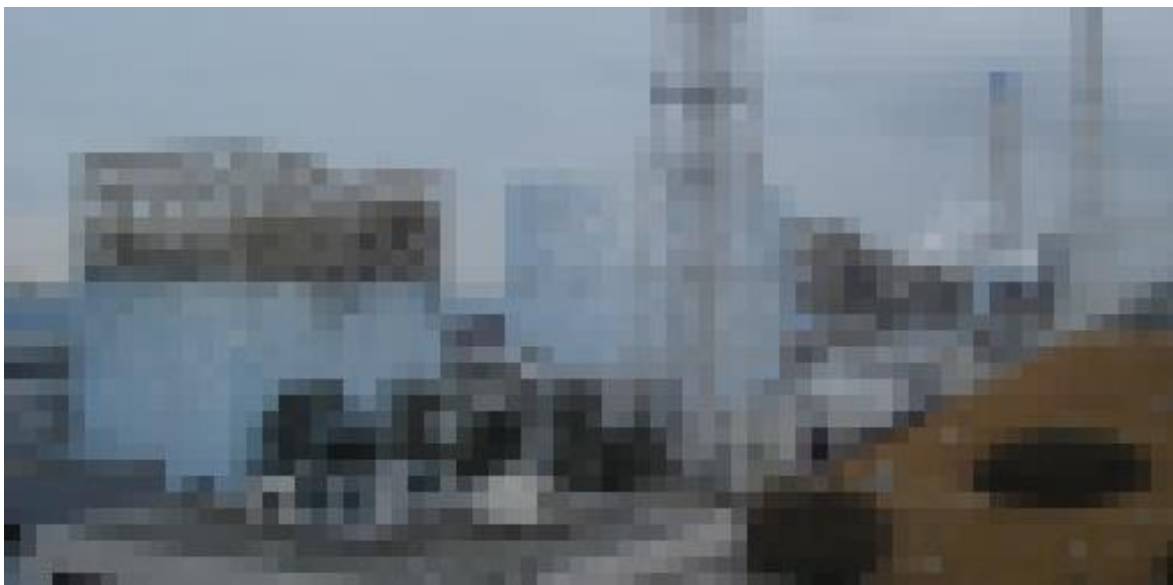


裁判が明らかにした事実 事故調が隠し続ける事実

福島原発刑事訴訟支援団オンライン集会

2021年1月24日

添田孝史



2018年以降
解像度が
上がった



出典：東京電力ホー
ルディングス

<https://photo.tepco.co.jp/date/2011/201103-j/110316-01j.html>

刑事判決の大きな間違い

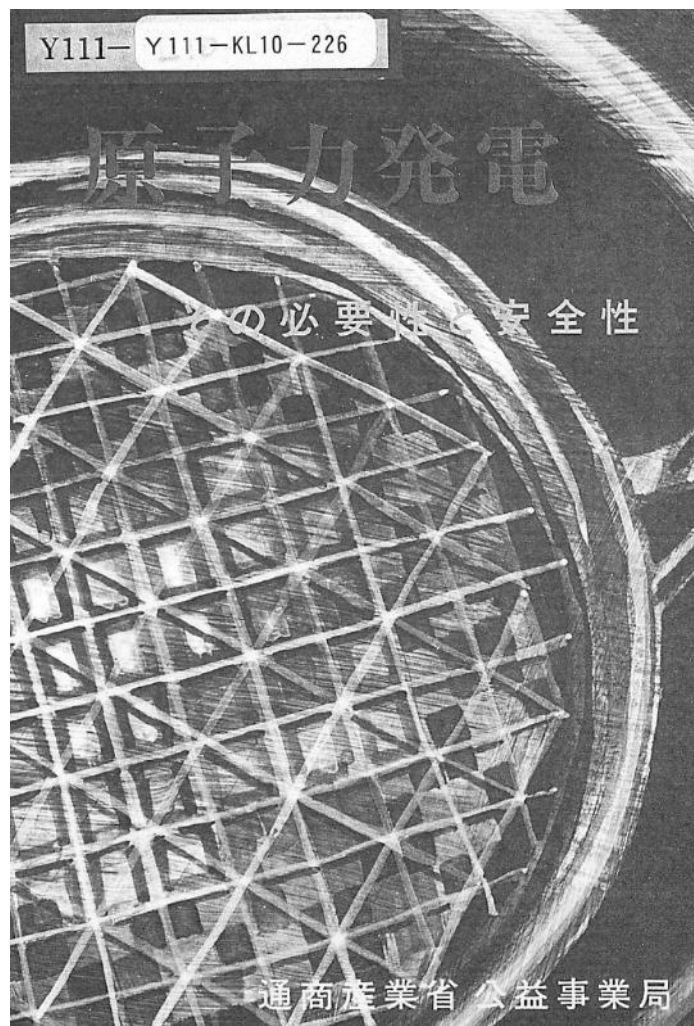
何よりも安全性確保を最優先し、事故発生の可能性がゼロないし限りなくゼロに近くなるように、必要な結果回避措置を直ちに講じる



法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない

刑事裁判判決 p.101

「絶対安全」を約束していた



しかしながら、現実には原子力発電所の建設の話が具体化してくると、その地元の人々の間から、不安の意が表明されることがまだかなり多いように見受けられます。

わが国では、開発の当初から原子力公害は絶対に起こさないという徹底した方針が貫かれてきています。しかしながら、原子力は何分にも新しい分野であるため、まだ、

昭和45年7月

通商産業省 公益事業局長

馬場一也

「絶対」から「限りなくゼロ」へ

「原子力は『絶対に』安全」とは誰にもいえない。

2001年版 原子力安全白書

1999年JCO事故

従業員、防災業務関係者、周辺住民など319人（うち周辺住民130人）が一般人の年間実効線量当量限度である1ミリシーベルトを超える放射線を浴びたと推定されている。従業員2人が死亡。

住民が死亡するような事故 「100万年に1回以内に」

原発の事故による放射線物質の放出で住民の健康被害が発生する可能性は、健康リスクを有意には増加させない水準に抑制されるべきである

個人の死亡リスクを年あたり100万分の1を超えないよう抑制されるべき

炉心損傷頻度 1万年に1回

格納容器機能損失頻度 10万年に1回

東電「数十万年に 1 回程度」

「大地震で炉心が壊れる確率は、試算では数十万年に 1 回程度で、これよりは高くなる」

東京電力

2006年5月31日朝日新聞記事へのコメント

福島第一原発 1 号機で、上空の航空機が原発に墜落する確率 3000万年に 1 回

故障や操作ミスで炉心損傷を起こす確率
300万年に 1 回

安全レベルはどちらが正解？

地震本部の長期評価（15.7m）について

- 「異論があっても対策は必要」
東電土木調査G「否定は難しい」
「対策は不可避」
仙台高裁
- 「異論があるような予測に対策はいらない」
刑事裁判東京地裁
東京高裁

武藤「100年に 1 回以下は、切迫性がない」

武藤栄元副社長

「100年に1回以下といった、炉の寿命スパンよりも頻度が低いような自然災害への対応については、切迫性がないと判断していた」 （国会事故調 p.460）

地震本部津波地震 400年に 3 回

貞観地震タイプ 400年から800年に 1 回

「切迫性」という謎用語

「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」

耐震設計審査指針（2006）

極めてまれ→1万年から10万年に1回

（水間英城・政府事故調ヒアリング）

切迫性がないからすぐ備えなくてもよい、は
「限りなくゼロ」を達成していない

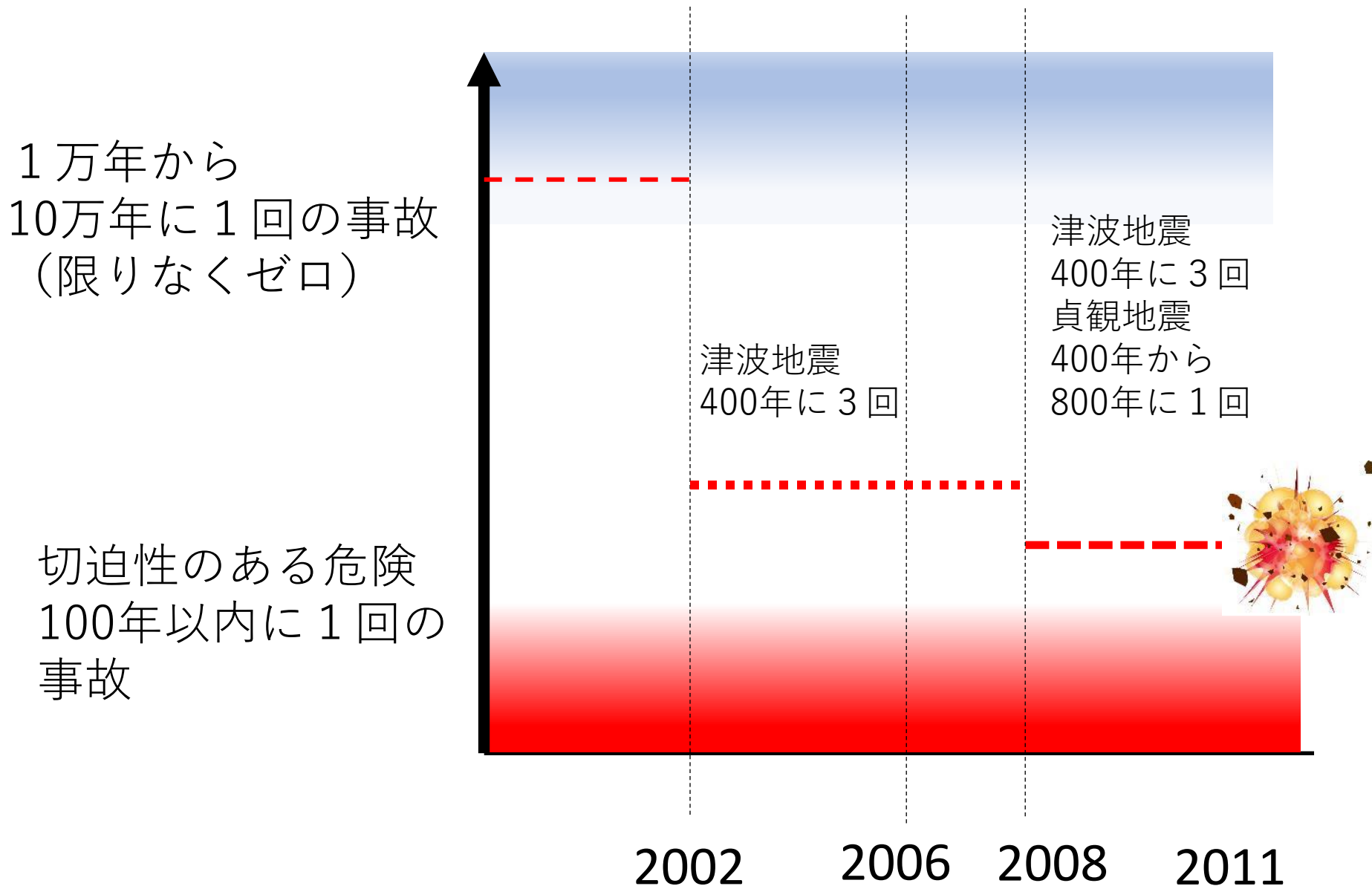
「地震本部の見解で、福島沖に、巨大というか、大きな地震が起きるということが、切迫性、あるいは近い将来に起きますよという情報はなかったですし」

「先ほど申し上げた切迫性があるかどうかということで、例えば地震本部で、10年以内に起きる可能性が非常に高いと仮に言われていたとしたら、そういった場合は、多分、今すぐ評価をして今すぐ対策という動きにももちろんなるんだと思うんですけども」

「直近の数年の間に何かものを作って対策するというところまではやる必然性は特になくて、いずれ、きちんと、まあ、多少、二、三年というスコープが5年10年になるかもしれませんが、そういった範疇の中できちんと対策をしていけば、それはそれで間違っていることではないというふうに私は思っていました」

金戸俊道・第19回公判での証言

福島第一の安全水準



生業高裁判決は

各法令（原子力基本法、炉規法、電気事業法）は、原子力発電所の有する危険性等を踏まえ、原子力発電所が引き起こすおそれのある重大な事故及びそれによる深刻な災害を万が一にも起こさないようにするためのものであると解される

（生業控訴審判決 p.135）

法令上の規制やそれを受けた国の指針、審査基準等の在り方は、上記のような絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかったとみざるを得ない

（刑事裁判判決 p.101）

「限りなくゼロ」達成には

1. 【余裕】

大きな余裕を持って備え

2. 【迅速な見直し】

地震や津波の新しい研究成果があれば迅速に取り入れ、常に最新の科学レベルのもとで想定や対策を見直す。

3. 【透明性の高い手続き】

備えの状況、見直しの状況について情報を公開し、透明性の高い手続きで安全性を高いレベルに保ち続ける

1. 余裕は無かった
それを東電も自覚していた

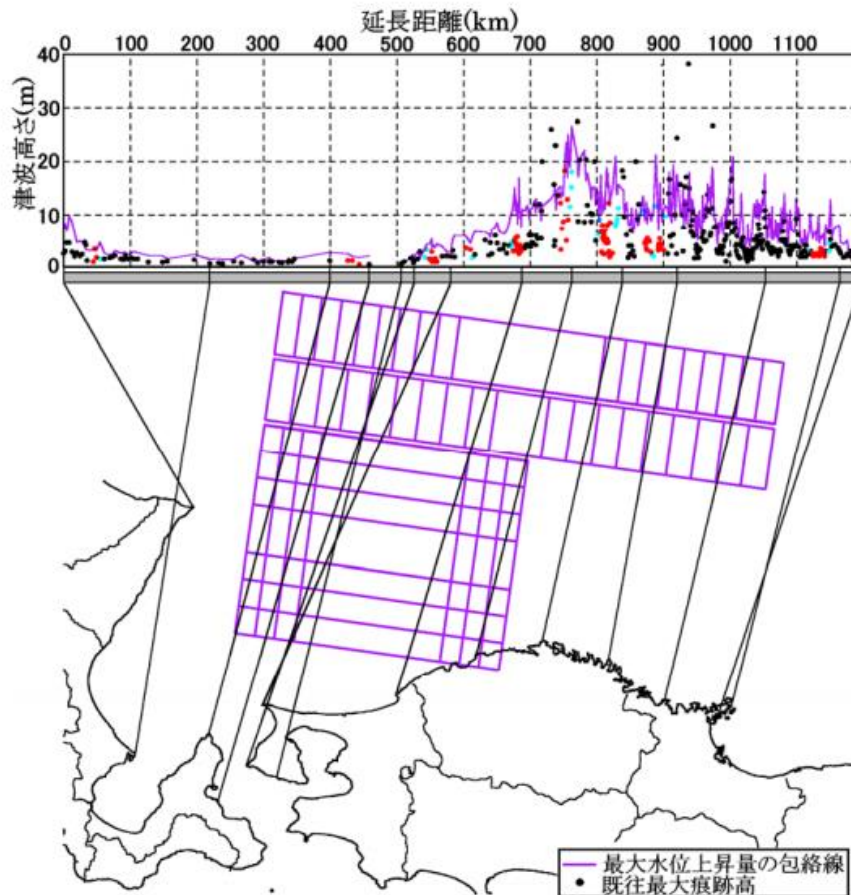
フランス・インドで洪水事故

- 1999年12月 仏ルブレイエ原発1～4号
強い低気圧と突風が高潮と重なって、水位が設計想定を超えた。原発の扉や開口部から浸水、地下の電気系統や冷却ポンプのモーターが機能喪失。洪水で外部電源も喪失。
- 2004年12月 インド・マドラス原発2号
インド洋津波で、取水トンネルからポンプ室に浸水し、原子炉の冷却に必要なポンプを水没させて運転不能にし、緊急停止

保安院の懸念は土木学会手法

長澤「保安院としては、設計を超える津波、すなわち『津波評価技術』に基づく想定津波を超える津波に対する安全裕度等について検討を行いたいと思っていることがわかりました」

「土木学会手法に余裕」？

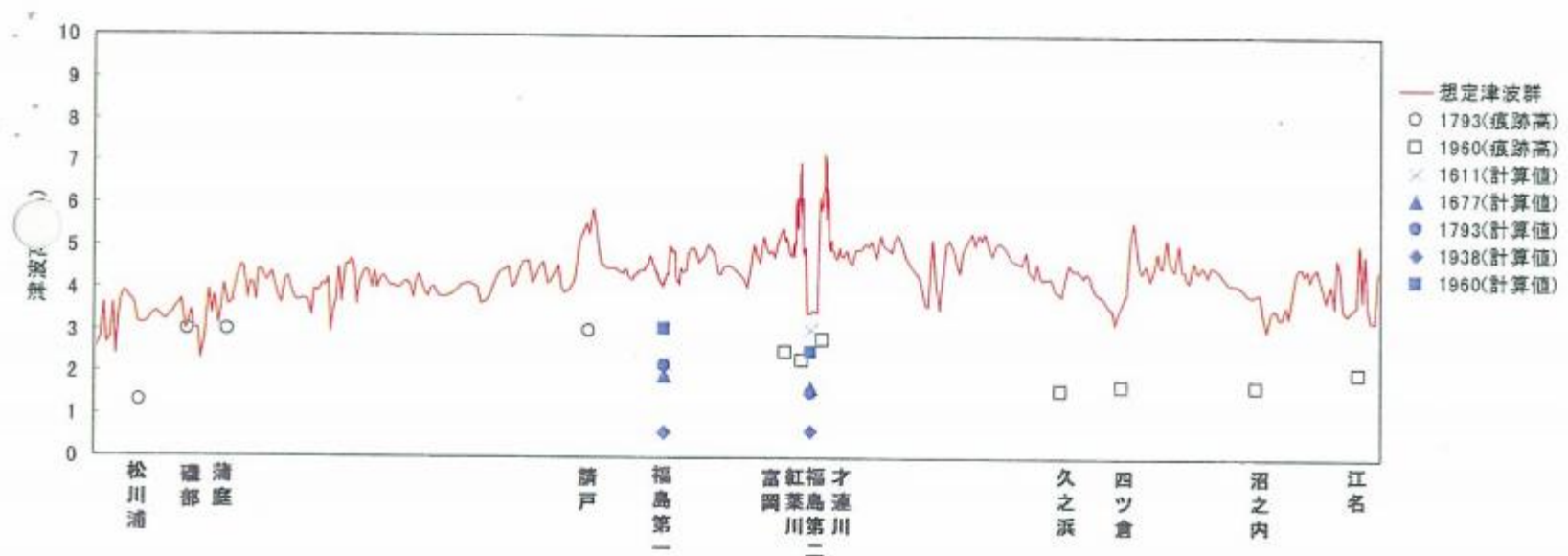


既往最大津波の痕跡高は、詳細パラメータスタディによる最大水位上昇量に対し、幾何平均で約0.46倍であり、最大で0.99倍である（図3.6-1）。すなわち、パラメータスタディによる最大水位上昇量は既往最大津波の痕跡高に対し平均で約2倍の大きさになっている。

②詳細パラメータスタディによる最大水位上昇量は、既往最大津波の痕跡高を100%超過する

津波評価技術(2002)付属編2-209

痕跡が少なく 余裕あるか不確かな福島第一



第 14 図 想定津波と既往津波との比較

東北は1600年以前の記録ほぼ無い

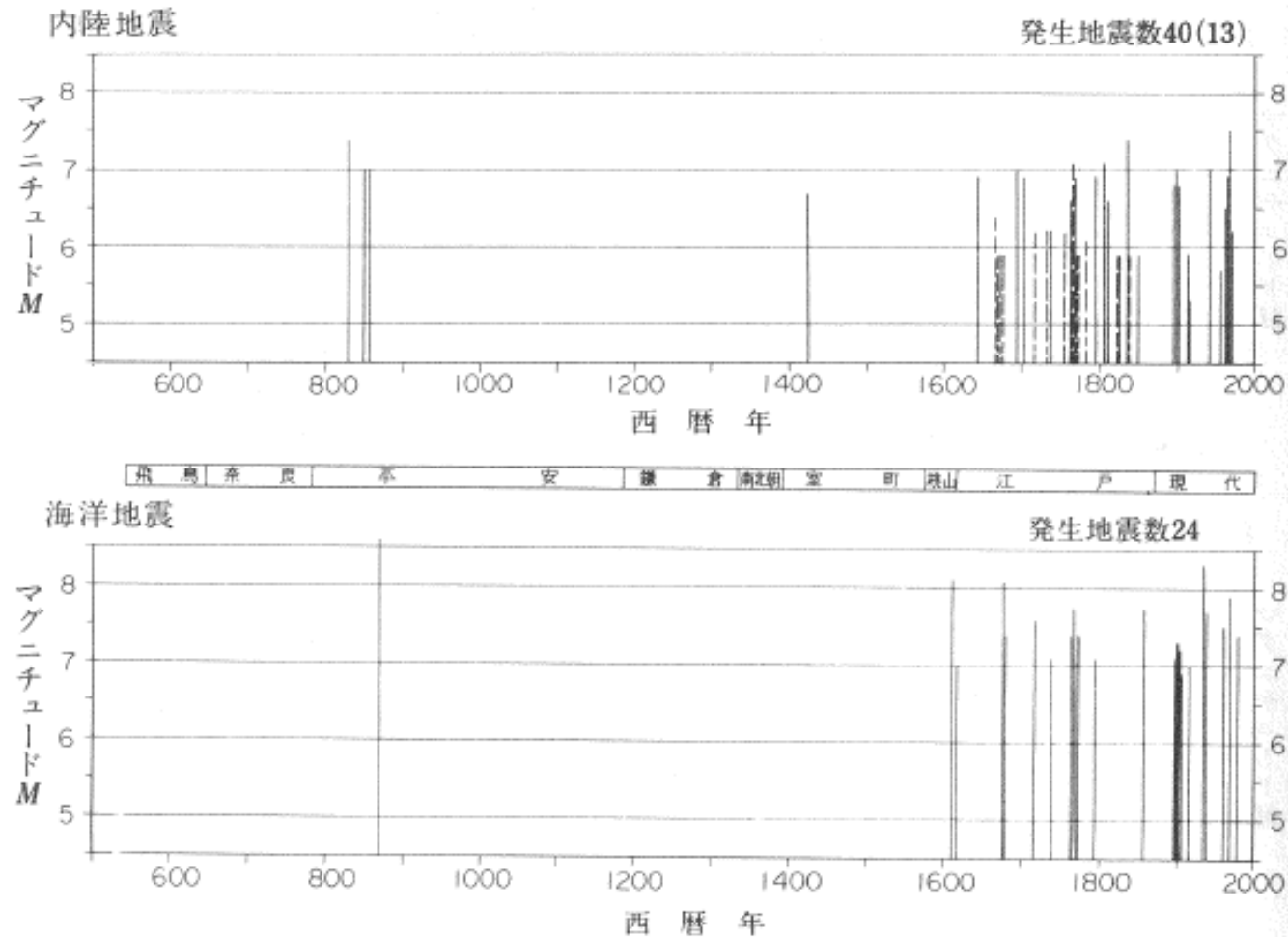
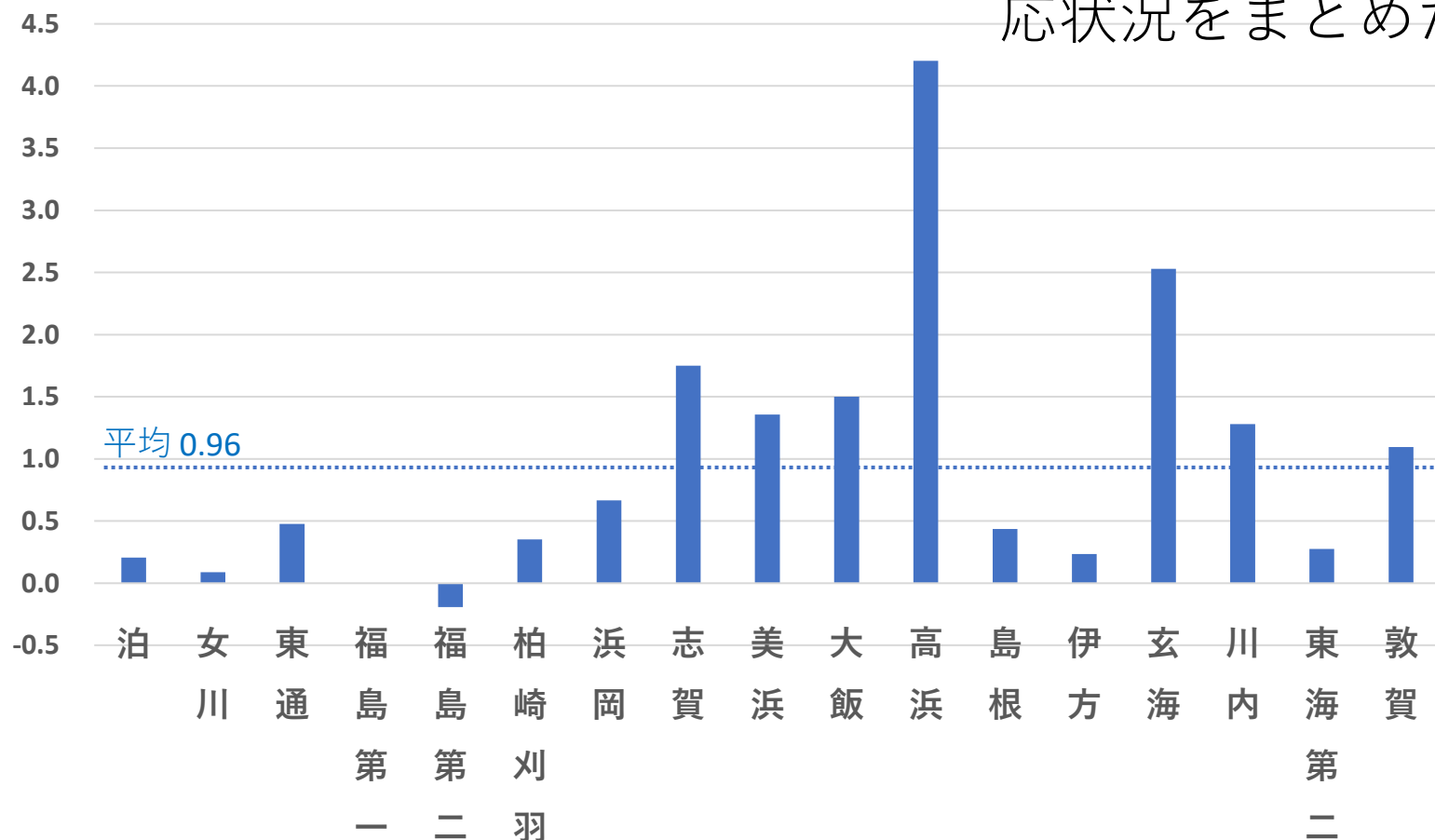


図2 (b)東北

余裕「全国最小」福島第一

余裕率 = 余裕 ÷ 想定した水位

東電が各社の津波対応状況をまとめた表



2000年にも 余裕の調査

このときの調査でも、
福島第一は全国最弱。

【参考資料1.2.1】

電事連の部会（平成12（2000）年）に報告された津波に関するプラント概略影響評価は以下のようにまとめている。

	水位上昇側			水位下降側		
	1.2倍	1.5倍	2.0倍	1.2倍	1.5倍	2.0倍
泊1、2号	○	○	○	×	×	×
東通1号	○	○	×	○	○	○
女川1～3号	○	×	×	○	○	○
志賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
福島第一1～6号	×	×	×	1、2:× その他:○	×	×
福島第二1～4号	○	○	○	○	1、3:× 2、4:○	×
柏崎刈羽1～7号	○	○	1～4:× 5～7:○	○	1～3:× 4～7:○	×
浜岡1～5号	○	×	×	○	○	○
美浜1～3号	○	○	×	○	○	○
高浜1～4号	○	○	○	○	1、2:× 3、4:○	1、2:× 3、4:○
大飯1～4号	○	○	○	○	○	1、2:× 3、4:○
島根1、2号	×	×	×	×	×	×
伊方1～3号	○	×	×	1、2:○ 3:×	×	×
川内1、2号※1	○(○)	○(○)	○(×)	○(×)	○(×)	○(×)
玄海1～4号※2	○	○	1:× その他:○	○	1:× その他:○	×
東海第二	○	×	×	×	×	×
敦賀1、2号	○	○	○	○	○	1:○ 2:×
大間	○	○	○	○	○	○
もんじゅ	○	○	○	○	×	×

表1.2.1-1

○：影響なし ×：影響あり ※1：津波水位評価に用いる活断層は、設置許可申請書ベースと文献断層のものとした（かっこ内は文献断層） ※2：簡易評価結果

「福島第一は余裕がない」

2004年12月 インド・マドラス原発に
「想定外津波」

2006年1月 溢水勉強会
「想定外もあり得るという前提で対策を」

2006年5月 溢水勉強会
「敷地を越えると炉心溶融です」

2007年4月
「電力会社の対応の遅さに腹が立ちました」

関係者の供述、裏会合の議事録で詳細が見えた



小野祐二

2005年5月～2007年6月

原子力安全・保安院

原子力発電安全審査課審査班長

現在、規制庁放射線防護企画課長

「保安院上層部は不安感」

保安院「津波によって施設内のポンプ等が浸水した場合にどういう事態になるのか、何か対策をしておくべきなのかに関する説明が出来ないことに対して、保安院上層部は不安感があり、審査課に説明を求めてくる可能性がある。そこで、設計波高を超えた場合に施設がどうなるのかを早急に検討したい、と考えている」

保安院、JNES、東電が2005年12月14日に開いた会合で、小野審査班長

「電力会社と激しい議論」

保安院の安全審査官だった名倉繁樹氏は、東電元幹部の刑事裁判で、こう証言した。「小野班長は、事業者との間で、想定される津波に対してどれぐらい余裕があればいいか、激しい議論をしていました」

「水位に対して何倍とるべきだとか、延々と議論していたと思います。《具体的な対応をしない事業者に》苛立ちがあったと思います」

（第29回公判）

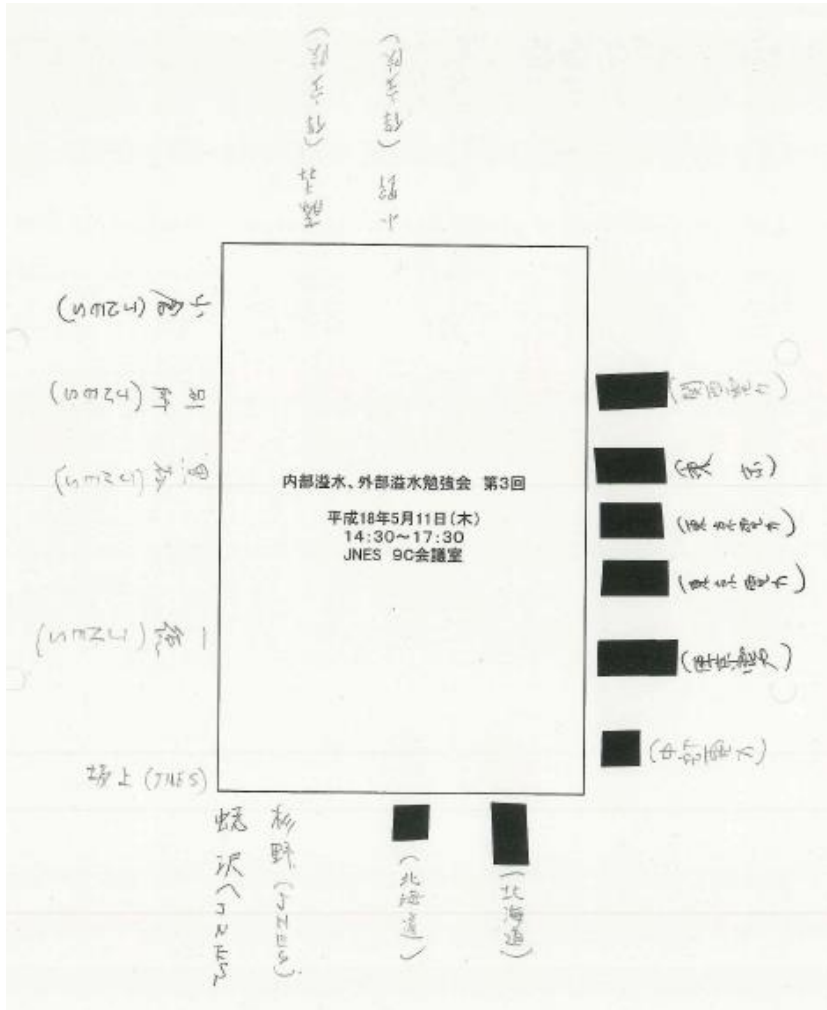
「炉心溶融です」

JNES・蛸沢部長

「敷地を越える津波が来たら結局どうなるの」

東電の担当者（おそらく機電の人）
「炉心溶融です」

保安院・小野祐二審査班長の検察調書から



「不作為」の自覚

敷地の水浸防止、海水系の機能喪失防止、・敷地周辺の地震津波の調査による設計津波波高の推定；被害津波、検潮記録、津波のシミュレーション解析、・具体的対策；
①敷地整地面の決定（地形・地盤条件、プラント配置、土木工事条件等も考慮）、②防波堤の設置及び必要に応じて建屋出入口に防護壁の設置、③原子炉冷却系に必要な海水確保（海水ポンプの津波時機能確保）

緊急度
及び
重要度

我が国の全プラントで対策状況を確認する。必要ならば対策を立てるように指示する。そうでないと「不作為」を問われる可能性がある。

2006年9月13日第54回安全情報検討会資料
[資料12](#)

「想定の1.5倍の対策を講じる」

- 土木学会手法がどのくらい保守的か確認
- 土木学会手法の1.5倍程度を想定し、必要な対策を検討し、順次措置を講じていくこととする（AM対策との位置づけ）
- 最低限、どの設備を死守するか
- 対策を講じる場合、耐震バックチェックに潜り込ませれば、2年以内の対応となるのではないか

2006年6月29日 内部溢水及び外部溢水の今後の検討方針（案）

「安全余裕がない」

2006年10月6日

津波に余裕が少ないプラントは具体的、物理的対応を取ってほしい。自然現象であり、設計想定を超える津波が来る恐れがある。その場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。各社上層部に伝えること。耐震バックチェックについての全電気事業者一括ヒアリングで

「電力会社に腹が立った」

2006年10月 6 日の電力会社一斉ヒアリングの際に、設計想定を超える津波があり得ることを前提に具体的な対策を検討してほしいと各社に指示した。それにもかかわらず、その後の電力会社の説明が実質ゼロ回答だったことを受け、「『前回の一斉ヒアリングから半年も経って出した結論がこれか。電力事業者はコストをかけることを本当にいやがっている』と思うと、正直、電力事業者の対応の遅さに腹が立ちました」

「前向きな対応ない」

津波については自然現象であるが故の不確実性があることから、津波高さ評価に対し設備の余裕がほとんどないプラント（福島第一、東海第二など）も多く、仮に津波高さが評価値を超える場合には、非常用海水ポンプ等が使用不能となることから、一定の裕度を確保するように議論してきたが、電力のみならずJNESにおいても前向きな対応がなく（中略）、具体の対応について議論がほとんどできなかった

小野班長の後任者への引継ぎメモ

武黒氏は「1Fの弱さ」知らされていた

溢水勉強会の状況は、原発担当役員が集まる電事連の部会（部会長・武黒一郎）に報告されていた。代表的サイトの影響報告が詳細に記述され、福島第一は余裕が少なく極めて厳しいことがわかるようになっていた。

○大津波は炉心溶融を起こす

○福島第一は、特に津波に対して余裕がない

この二点を、武黒氏は知っていた。



撮影・木野龍逸

「可能であれば対応」という 認識

武黒氏は、保安院の要請について
「必ずしもという認識ではなかった。
可能であれば対応した方が良いと理
解していた」と述べた。

第32回公判（2018年10月19日）



撮影・木野龍逸

東電、対策も考えていた

- 想定外津波電力調整（第2回溢水勉強会後）議事メモ（2006年2月15日）
- 東電は当初、「影響緩和のための対策（例）」として、進入経路の防水化、海水ポンプの水密か、電源の空冷化、さらなる外部電源の確保等を列挙
- 「対策が具体的すぎる」→「ハード、ソフトあわせて合理的な対策を実施」に書き換え

岡本東大教授のひどい間違い

「本件事故前に、津波対策として、主要施設の水密化や非常用電源・配電盤・高圧注水系統へ接続するための各種ケーブル等の高所移設を行うべきなどという提言をした人は、事業者の中にも規制をする国の側にも、われわれ専門家の中にも一人としていませんでしたし、そもそもそのような発想自体がなかったのです」

岡本孝司意見書 2016年8月24日

2.迅速でなかった見直し

「40分間くらい抵抗」

- 2018年に国賠訴訟（千葉）に国が提出
- 刑事裁判の証拠で、その詳細が見えた。

新聞に驚き、 保安院は東電を呼び出す

8月1日18時半ごろ、保安院の花村正樹・上席安全審査官が東電・高尾誠氏に電話。

「統括の指示で、本日新聞に掲載された『三陸沖津波地震発生確率20%』に対して、三陸沖津波を考慮しているプラントが大丈夫であるかどうか、明日説明を聞きたい」

8月1日19:18に高尾氏が東北電力、原電、電発の担当者へ送ったメール 刑事裁判甲B80（株代甲358）の資料1

保安院
原子力発電安全審査課

2002年8月当時



課長 平野正樹
(2009年、中国電力執行役員
2018年から副社長)



統括安全審査官 (耐震班の責任者) 高島賢二



耐震班長 川原修司 2002年6月～
2004年7月～統括安全審査官
2006年4月～2009年6月 耐震安全審査室長



耐震班 花村正樹・安全審査官
野田隆司・安全審査官

2002年の東電判断、誰が？



担当役員



尾本彰・原子力技術部長
(事故当時、原子力委員会委員)



酒井俊朗・土木調査グループ課長

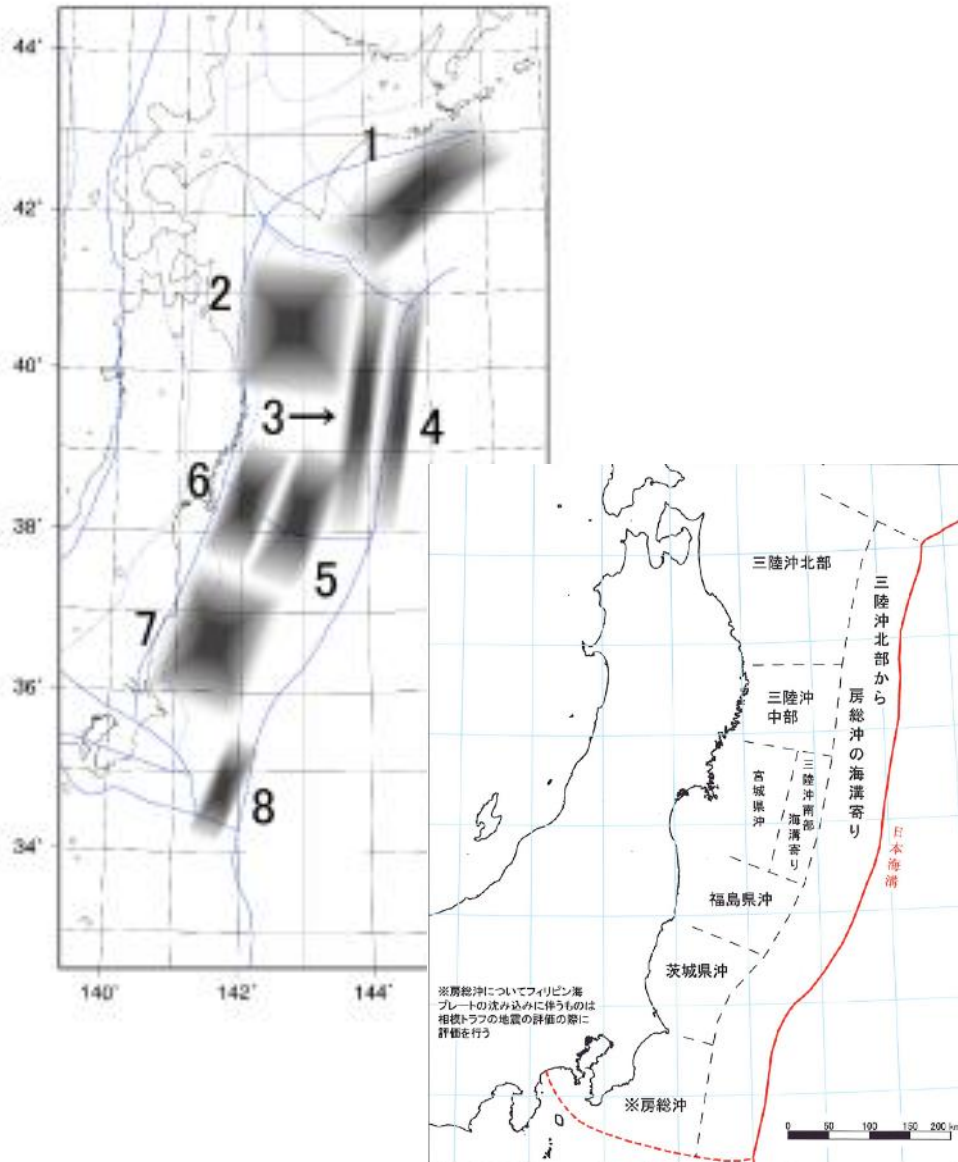


高尾誠 → 安全審査連絡会
東北電力、原電、電源開発

土木学会の空白域

「起きない」とは言っていない

福島沖の日本海溝沿いに将来津波が起きるのかどうかについてどう考えていたのか問われ、「詳細な検討はしていない。今後（2003年以降）の検討課題だった」と今村文彦・東北大教授は証言。群馬訴訟控訴審 2018年12月13日



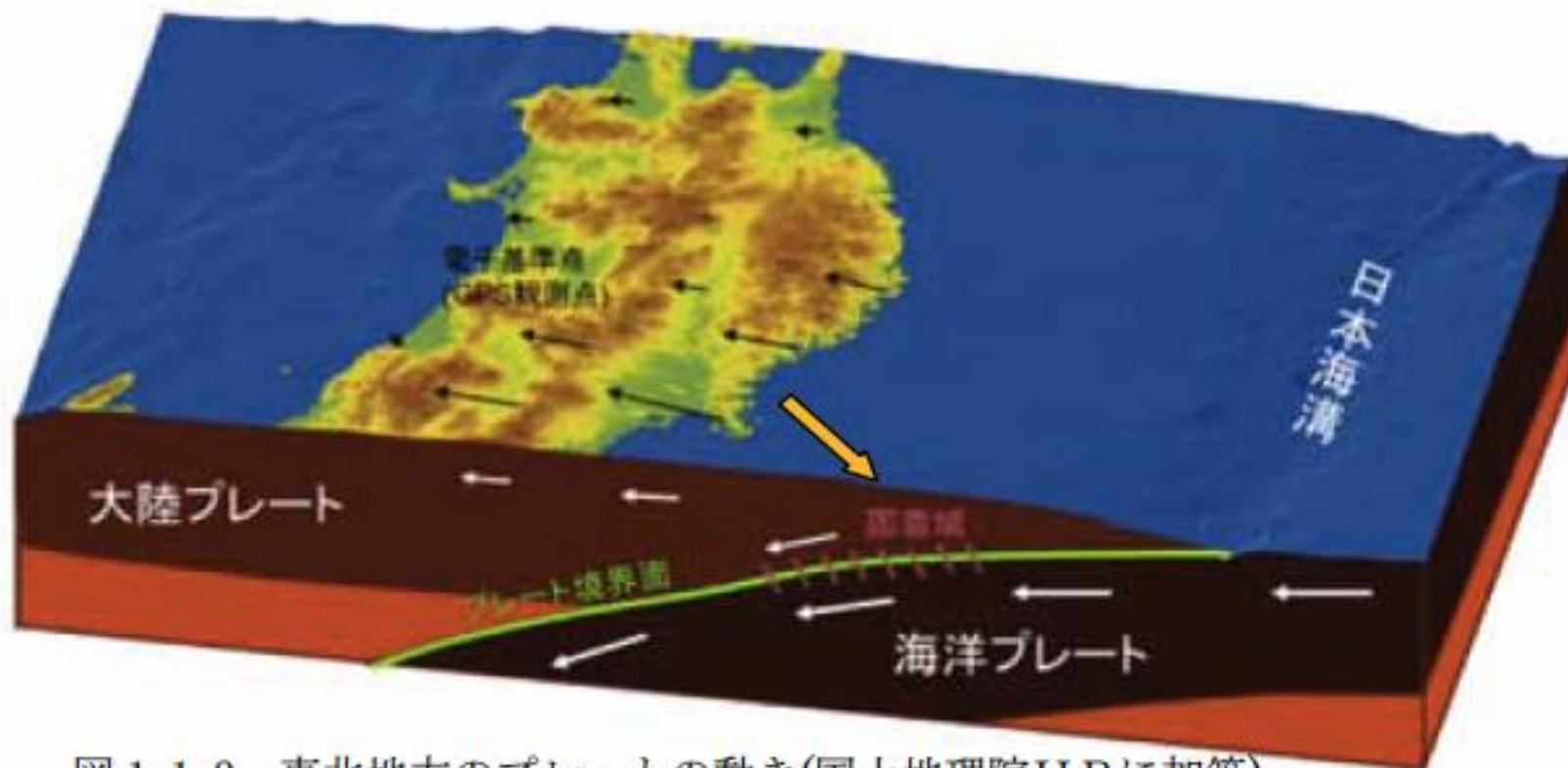
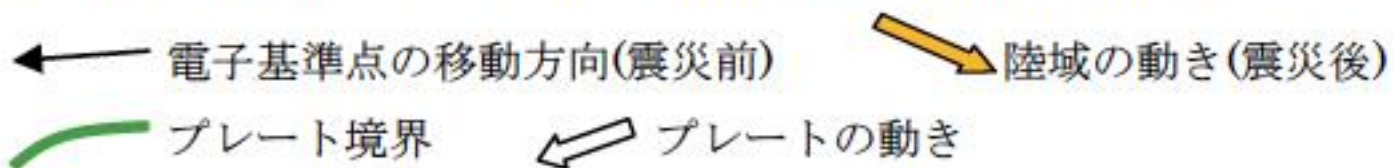


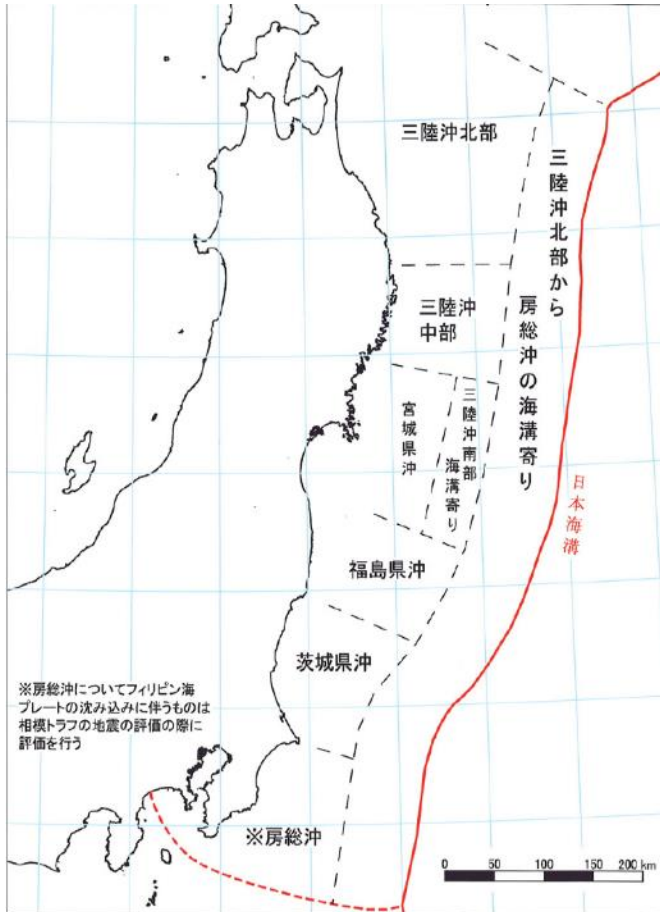
図 1-1-2 東北地方のプレートの動き(国土地理院HPに加筆)



東日本大震災の記録 千葉県 2013年3月

<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/jishin/kirokusi/documents/1syoun.pdf>

専門家意見、曲げて伝達



保安院・川原「地震本部の委員から経緯を聞いて欲しい」

東電・高尾「どこでも津波地震が起きるという結論に委員は異論を唱えていた」

実際には、この委員（佐竹健治・東大教授）は、過去の津波地震の発生場所について、三陸沖ではなく千島沖の可能性があるとの意見を述べただけだった。

「実質評価しない」 「引き延ばしてきた」

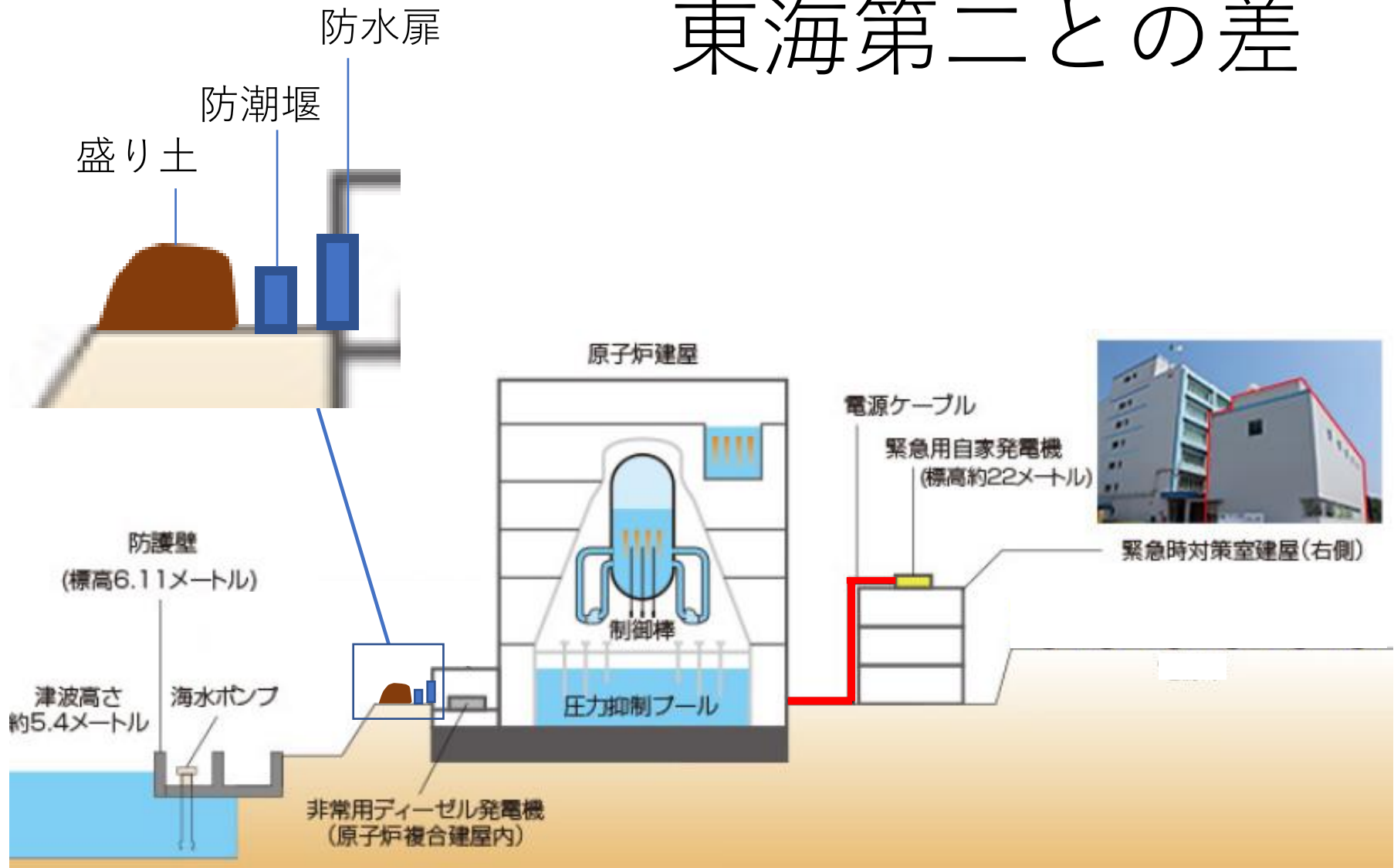
高尾「確率論で評価するということは実質評価しないこと」

(2007年11月19日、東電と日本原電の情報連絡会議事メモ)

東電「津波対応については平成14年頃に国からの検討要請があり、結論を引き延ばしてきた経緯もある」

(2008年3月5日、東電、東北電力、日本原電、JAEA、東電設計の会合。
JAEA作成の議事録による 30原機 (広) 015 2018年6月27日)

東海第二との差



日本原電HPの図をもとに作図

http://www.japc.co.jp/plant/tokai/shinsa/tsunami_to.html

空冷発電機、震災の前月稼働



緊急時対策室建屋

2010年3月着工

2011年2月使用開始

所内唯一の空冷自家発
原子炉と燃料プール注
水に必要な電力を発生

あせった高尾

「原電さんが地震本部の津波について考えているという話を聞いて、高尾さんが、東電の検討がだいぶ遅れていると、かなり危機感をもったのが、きっかけ」（金戸氏、第18回公判）

他社より津波対策が遅れていることを知った高尾氏の提言で、2010年8月に「福島地点津波対策ワーキング」という組織が東電社内に設けられた。

2009年6月ごろ1回目に提案したときは、「そのような会議体は不要である」と上層部は拒否。高尾氏は「最適化されているように見えなかったので進言したが、しっかりやっていると拒否されたので、甘受するしかなかった」

3.不透明で不正な手続き

耐震バックチェック 3年以内に

- 2006年9月19日 原子力安全委員会が耐震設計審査指針を28年ぶりに全面改訂
- 9月20日 保安院は、新指針に照らして既存の原発の安全性を確かめることを電力会社に指示（耐震バックチェック、BC）
- 各電力会社は、耐震BCの実施計画書（工程案）を提出。広瀬研吉院長、寺坂信昭次長、各審議官、そして各課長が集まった会議の場で工程案を検討。広瀬院長や寺坂次長らは、「このサイトはレッドカード」「このサイトはイエロー」などと、工程期間を短縮するよう指示を出した。（川原検察調書）

伊方原発訴訟の最高裁判決 (1992)

現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

原子力安全委員会も 「バックチェックは3年以内」

「3年経ってもバックチェックを完了しない状態であれば伊方原発の『原許可取り消し』があるから駄目だよと。3年以内（13か月に1回行う）定期検査2回以内にバックチェックを終えてほしい。それでダメなら原子炉を停止して、再審査」

水間英城・原子力安全委員会審査指針課長

鎮目宰司 岩波「科学」2015年12月号 p.1204

担当社員は 「津波対策不可避」で一致

東電の指揮命令系統



勝俣恒久・会長



武黒一郎・副社長
原子力・立地本部長



武藤栄・常務
原子力・立地本部・副本部長



吉田昌郎・原子力設備管理部長
(2013年死去)



山下和彦・原子力設備管理部
新潟県中越沖地震対策センター所長



酒井俊朗・原子力設備部
土木調査グループGM



高尾誠・土木調査グループ課長



金戸俊道・土木調査グループ主任

担当社員は、2008年7月時点で「15.7m対策は不可避」と考えていた。しかし、経営幹部は、柏崎刈羽原発が全機停止しているので、福島第一を止めるわけにはいかないと考えた。事故リスク回避より、経営リスク回避を優先した。

肩書きは2008年7月当時

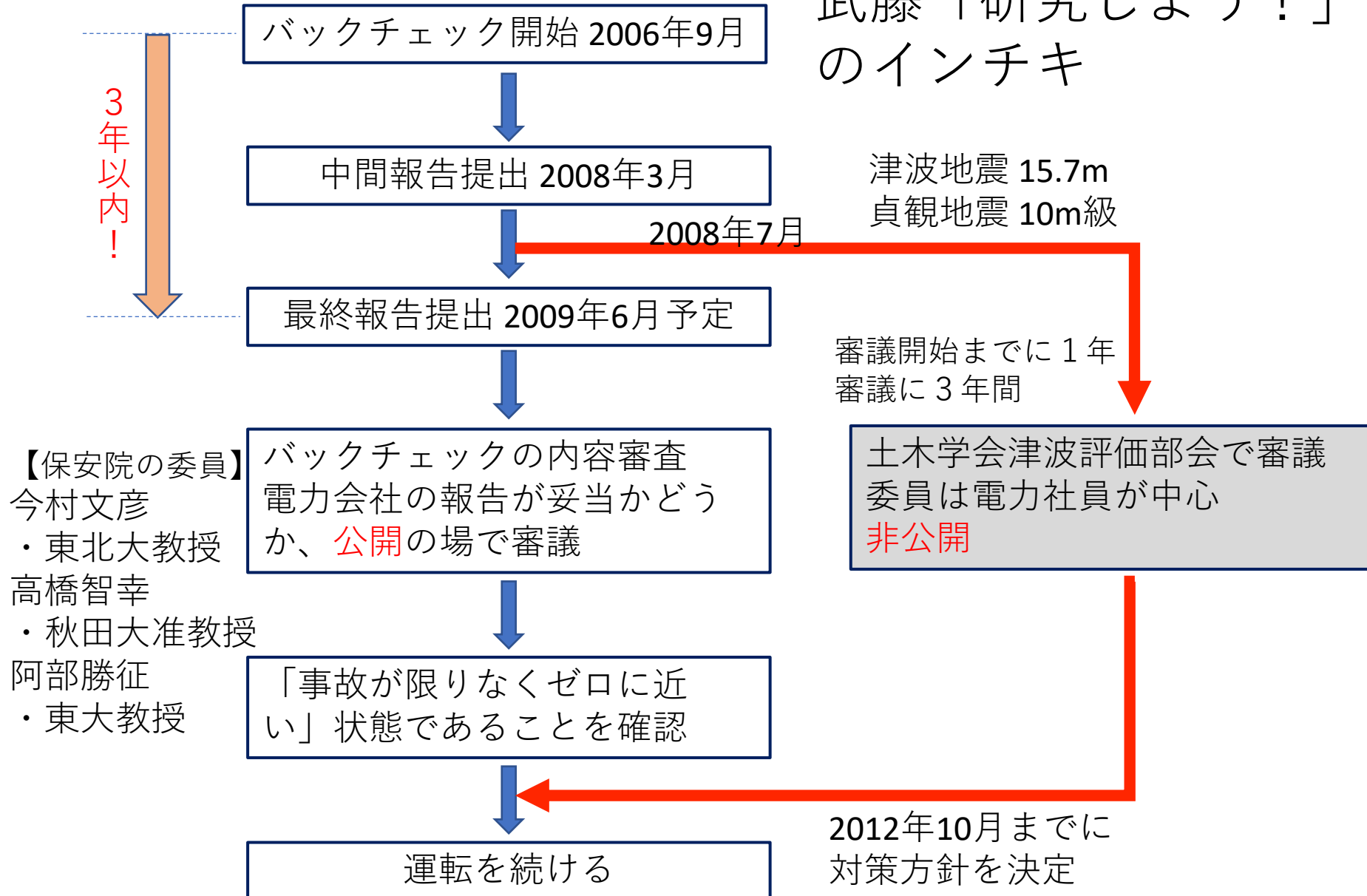
武藤氏、専門家への根回し指示

- 津波対策の進行をストップ
- 土木学会で時間をかけて（2012年まで）審議してもらう。4年、時間が稼げる。
- 耐震バックチェックは、土木学会手法（2002）で実施。波源の見直しは、土木学会の審議を終えてから改めてやる。
→ 「2006年から3年以内」とされたバックチェックの骨抜き
- その方針を、耐震バックチェックの審議をしている専門家に了承してもらうよう、根回しする。



撮影・木野龍逸

武藤「研究しよう！」 のインチキ



武藤の常套手段「根回し」

学者の委員に「根回し」して、政府の規制を自分たちに都合よく変える手法を、武藤は放射線防護の分野でも行っていた。

国会事故調報告書 5.2.3 1)

電気事業者は、原子炉設備に関する規制のみならず、放射線管理についても同様の働きかけを行なっている。ICRP2007年韓国の国内制度等への取り入れに対する対応について、事業者から電事連を通じて、主要委員他へのロビー活動を行うよう指示された。

「保安院は従う」

山下「バックチェックには最新の知見を取り込むことが前提になっているので、後日取り込むときめたところで委員や保安院が納得しない可能性があった。武藤は、その可能性を排除するために、有力な学者に了解をえておくように根回しを指示した」

検察「保安院の職員の意見は？」

山下「保安院は、委員の判断に従ってくれると考えていた」

山下和彦・新潟県中越沖地震対策センター所長
検面調書 9月5日 第24回公判

小林「そんなことできるのか」

保安院の小林勝・耐震安全審査室長は、「バックチェックから高い津波は除いている、学者の了承は得ている」と東電から2009年9月に聞いた。「そんなことが実際にできるのだろうか」と疑問に思いました」と小林室長は供述している。

「あなたも名倉も明確な反対意見を述べなければ、東電は自分たちの主張が受け入れられたと理解し、主張どおりに事を進めていってしまうのではないか」という検察官の問いには「仮にそうなった場合でも、いずれバックチェック最終報告に対する審査の段階で、専門家の方々が適宜指摘されるだろうと思ったのでした」



東北大学HP

「今村教授は、無理難題を言わない、バランスがとても良い方」

酒井俊朗・東電 土木調査グループマネージャーの証言

2018年4月24日 東電刑事裁判 第8回公判

「今村さんがだめだと言えば、振り出しに戻る可能性はあったと思っていました」と証言している（第8回公判）

今村教授コメント

当時東電の酒井氏の発言は、事故回避可能性については憶測です。推本の津波評価をどのように扱うかは、ご指摘のように保安院の耐震バックチェックにかかわる他の分野（機電、安全システム等）の専門家も含めて委員会場で審議し合議して決めるべきテーマであるとは認識しており、当然、私個人の考えだけで決められるものではないことは十分に理解しております。従って、東電との打ち合わせの際には、個人的意見を求められましたので、「疑問の多い評価なので、バックチェックで審議することが難しい」と述べたに過ぎません。東電の文書にある表現は正確ではありません。

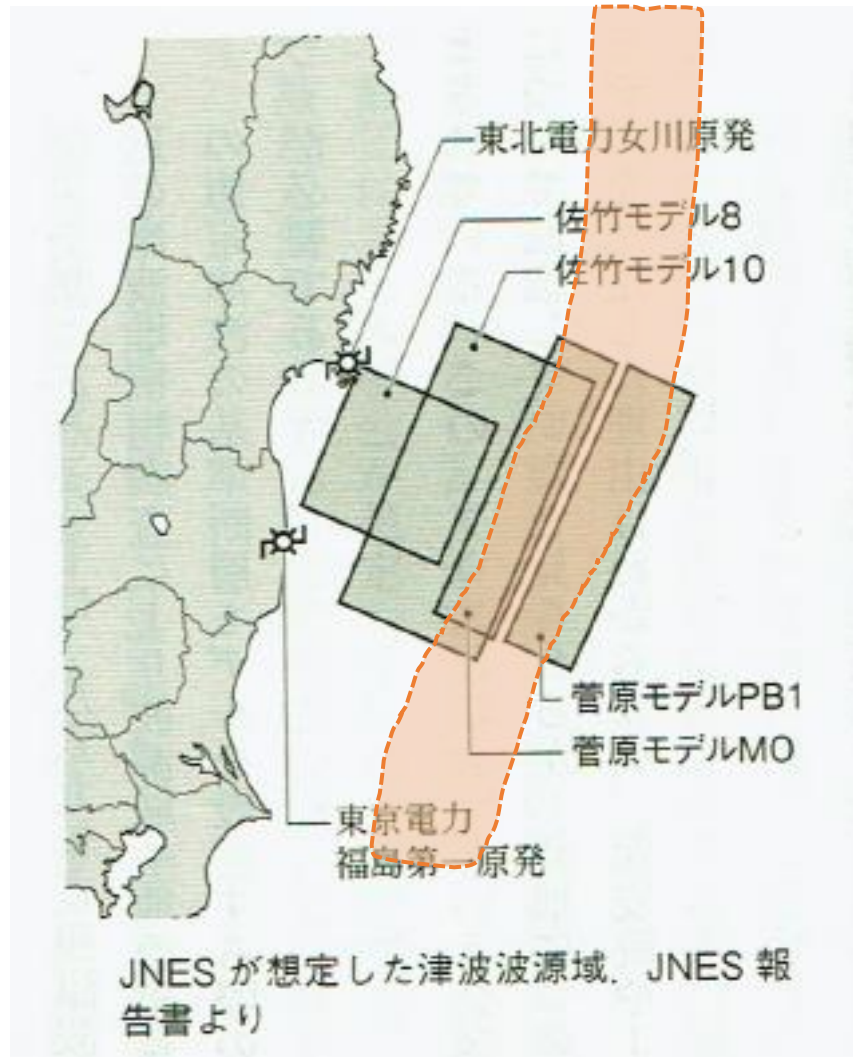
「津波、地震の関係者にはネゴしていた」

東電・酒井俊朗氏が被告人の武藤氏、武黒氏に
2009年6月24日に送ったメール。

「津波評価上は、学会でモデルの検討を行ってから対処する方向で考えていた地震。その方向性でよいことは津波、地震の関係者にはネゴしていたが、地質の岡村さんからのコメントが出た、という状況。→すでに関係者には伝達しているとおり、堆積物調査等を実施することとしているが、バックチェック最終報告で対応するとなると設備対策が間に合わない（？）　そもそも、現在提案されている複数のモデルのうち、最大影響の場合10m級の津波となる。 山下調書 甲B59号証 資料5

4.政府事故調が隠したこと

東北電力と国は、福島沖大津波を想定した



津波堆積物の調査が2005年以降、急速に進んだ。
東北電力やJNES（2014年に原子力規制庁と統合）は、福島沖の大津波を予測していた。

消された東北電力の報告書

事業者の耐震バックチェック報告書の分析－女川発電所(1/8)－

第1回クロス連絡会
平成22年4月28日

(資料3)

- JNESのコメント
- 事業者報告書記載内容

1. 分析の主なポイント

事業者の耐震バックチェック報告書を分析する際の主なポイントを以下に示す。

- ・津波に対する施設の安全性を評価するための項目は十分か。
- ・想定津波の設定は適切か。
- ・解析方法や解析モデル等の評価方法は、適切か。(最新知見の反映、既往津波の再現)

2. 事業者報告書の分析

■評価方針

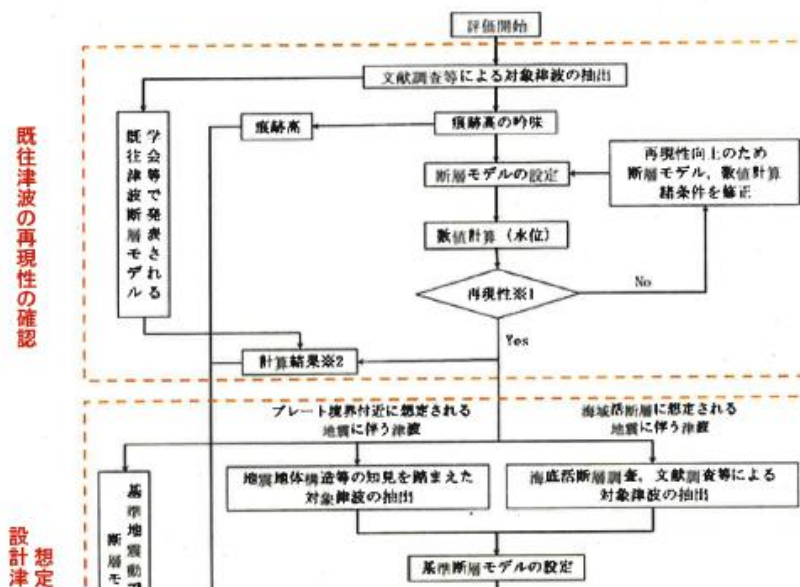
- ・施設の供用期間中に可能性のある津波を想定する。
 - ・想定津波による水位変化を評価する。
 - ・想定津波による2次の影響として海底の砂移動を評価する。
- 以上により、施設の安全性に問題がないことを確認する。

■評価方法

- ・想定津波として、以下を対象とする。

■検討フロー

- ・土木学会の「原子力発電所の津波評価技術2002」に従い検討を行なっている。



消されたJNES報告書

- 政府事故調は、JNES報告書本体、仕様書、実施計画書、業務委託先との契約書など何百ページもの証拠を持っていた
- 福島沖の大津波を、政府や電力会社がどのように判断していたか示す貴重な報告書だが、政府事故調には一文字も登場しない。

「JNESの大騒ぎを避ける」

保安院

「JNESのクロスチェックでは、女川と福島の新津波について重点的に実施する予定になっているが、福島の新状況に基づきJNESをよくコントロールしたい（無邪気に計算してJNESが大騒ぎすることは避ける）」

2009年9月7日の保安院と東電打ち合わせメモ 小林勝・耐震安全審査室長の検察調書（甲B85）資料9

小林「東京電力に一定程度迎合していると受け止められても仕方がないと思います」

小林勝・耐震安全審査室長の検察調書（甲B85）

政府事故調が収集していたにも関わらず報告書に書かなかった文書

- 安全情報検討会に関する文書
- 溢水勉強会に関する文書
- 女川の津波バックチェック報告書
- JNESが女川をクロスチェックした報告書

2010年のプルサーマル前に行った耐震安全評価について、まだ隠していることがある。（2010年問題）



2月17日発売

東電原発事故
10年で明らかになったこと

平凡社新書
924円（税込）